

第 611 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 8 月 4 日（金）午後 1 時 34 分から午後 2 時 16 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（10 人）

				3	丸 文浩		
		6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（4 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	4	川口 寛市	5	稲村 耕一
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 富津市農業委員会運営委員会の選任について

専決処分報告について

第 611 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 34 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 611 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、委員 10 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>【要約】エルニーニョ（冷夏多い）のはずだが、少雨で厳しい夏になっている。熱中症にくれぐれも注意されたい。7/27 には新任委員への研修が成田市で実施された、参加された方には感謝を申し上げる。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 611 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。3 番 丸委員、6 番 大塚委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

平野委員	<p>議案第1号1番について、こちらの担当委員は私となりますので、現地調査及び説明をいたします。</p> <p>議案第1号1番について、申請地を8月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。大佐和中学校の北側、道路の向側に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが県外に居住し耕作が出来ないことから売却を考えていたところ、都内で障がい者グループホームを運営している権利者が事業に農業体験を取り入れることを考え、購入するための申請であります。申請地は、永年耕作が行われていない状態となっております。登記地目は田ですが、畦畔も無いことから畑としての利用になると思います。営農計画は、栗の栽培を行う予定であります。以上です、事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、障がい者グループホームの利用者から農業体験の要望が多ことから、耕作を行いながら併せて施設利用者にも体験してもらうことを目的とし購入するものであります。農業経験は、生まれ育った地で畑やミカン畑の農作業を手伝っていたこともあり、現在も農業を行うことに興味関心を感じているとのこと。申請地は、昨年購入した住家に隣接しているため通作距離、日照条件など立地条件が良ことから購入しようとするものであります。農機具の収納、作業場、収穫物の保管は住家を使用、障がい者福祉施設に販売する営農計画になっております。申請地は、農振農用地区域外農地 832 m²、権利者の耕作面積は 0 m²、農作業歴 5 年、従農数 1 名であります。農業経験もあることから、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
大塚委員	<p>元は田だが、畑作/果樹とのことで、水はけや雑草、獣害の状況な</p>

平野委員	<p>ど、畑に適するのでしょうか。</p> <p>田であったのは相当に昔で、以前は柿の樹が植えてあった場所だと記憶している。今はその柿も撤去/抜根されていて、草も刈られている。栗の栽培には問題ない場所と思います。</p>
議長	<p>他には「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第1号2番について、申請地を7月29日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。県道上畑湊線、通称もみじロードと県道鴨川保田線、通称長狭街道の接点より南の方向100m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は相続で取得した農地を、遠方で耕作ができないことから隣接地主である権利者に管理をお願いしておりました。今後も耕作を行う計画は無いため、売却の申出をしたところ了解が得られたため売買による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画は、水稻栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は義務者より申請地の管理をお願いしておりました。今回、義務者からの売渡の申し入れがあり、自作地に隣接し立地条件も良いことから受諾し、所有権移転のための申請であります。申請地は、農振農用</p>

<p>議長</p>	<p>地区域外農地 1260 m²、権利者の耕作面積は 942 m²、農作業歴 10 年、従農数 2 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>7 番 渡邊委員、お願いします。</p> <p>議案第 1 号 3 番について、各申請地を 7 月 31 日に申請者の案内付きで確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。加藤の申請地は旧 JA きみつ湊支店跡より北の方向 1.1km 付近に、相川の申請地は市道売津梨沢線と市道相川竹岡線(旧林道高野線)が接する場所にある相川公民館より東の方向 500m から 1.1km にそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>権利者は、義務者の後継者であり農業を引き継ぐため県が行っている支援事業を活用し農業を開始しました。今回、親より経営を継承したことを証するため農地の生前一括贈与の申請であります。営農計画は、今まで行ってきた水稻、柿、椎茸、露地野菜等の栽培を引き続き行っていく計画となっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、父親である義務者と共に農業を営んでいる者であります。義務者が高齢になったことから権利者は、農業経営を引き継ぐための準備と</p>

議長	<p>して県が行う支援事業を活用し就農前の研修等を受講してまいりました。今回、経営農地を一括贈与し、農業経営を継承したことを証するため本申請を行うものであります。申請地は、農振農用地区域内及び外農地 23,045 m²、権利者は現在別世帯であることから 0 m²、農作業歴 9 年、従農数 3 名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、3 番丸委員、お願いします</p>
丸委員	<p>議案第 2 号 1 番について、申請地を 8 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR 青堀駅より北の方向約 1 k m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在所有している倉庫では不十分となり、資材置場として利用できる土地を探していたところ、義務者から売却の提案があり、合意が得られたため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも3番 丸委員、お願いします</p>
丸委員	<p>議案第2号2番について、申請地を8月1日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在、耕作がされておらず、今後の耕作や維持管理も難しい状況であることから、太陽光発電設備を設置して電力の供給と事業収益をはかり、耕作放棄地を有効利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関</p>

	<p>しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
大塚委員	<p>地面にシート等を張る計画はありますか。（事務局：ありません） そうすると、草刈などの管理は誰がするのか、会社の所在は大阪になっているが。各地で草に埋もれたパネルも目にするが。</p>
事務局（樋口）	<p>委託実施など含め、設置業者が管理することになります。</p>
議長	<p>他には「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p> <p>1番 鈴木昇委員が欠席なので、代わりに事務局お願いします</p>
事務局（樋口）	<p>議案第2号3番については、申請地を8月3日に確認したとの連絡を鈴木昇委員から受けております。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は現在、耕作がされておらず、今後の耕作や維持管理も難し</p>

	<p>い状況であることから、太陽光発電設備を設置して電力の供給と事業収益をはかり、耕作放棄地を有効利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします</p>
<p>鈴木伸江委員</p>	<p>議案第2号4番について、申請地を7月28日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より北東の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>権利者が事業を行っている場所から移転をするため、その過程で駐車場が必要となり、申請地は県道脇にあり平坦で、かつ十分なスペースを確保できるため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木伸江委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員がお休みですので、事務局からお願いします</p>
事務局（樋口）	<p>議案第2号5番について、申請地を本日8月4日に澤邊委員により確認済みです。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津中央インターチェンジより東の方向約1kmに位置する農地であります。権利者は現在、山林を管理しており、その知識と技術を生かし、将来的に材木として販売していくために、ヒノキの苗木を植えて植林をするため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成</p>

<p>議長</p>	<p>は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。植林地とするにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号6番について、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも2番澤邊委員がお休みなので、事務局お願いします</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第2号6番について、申請地を8月4日に確認いただいております。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津中央インターチェンジより東の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、親と同居していますが、手狭になり、今後の家族構成を考えて一戸建ての新築をするため、生活環境の整った申請地の所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は、建築の基礎工事時に発生した残土を利用し、宅内で整地処理をします。また、用水はかずさ広域水道から上水を引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を通じて、雨水とともに道路側溝へ放流します。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号7番から10番ですが、こちらの案件は権利者が同じですので、一括で審議し、個別に採択としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>それでは、異議なしということですので、一括審議、個別採択といたします。では、議案2号7番から10番の担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第2号7番から10番について、申請地を7月29日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧環南小学校より北東の方向約100mおよび南西の方向約800mにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>申請地は、太陽光発電施設に転用するにあたり、送電線と接続するための工事が可能であり、陽当たりもよくアクセス面においても良好であることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金につ</p>

<p>議長</p>	<p>いては、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号7番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号8番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号9番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号10番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号10番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「富津市農業委員会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(鈴木)</p>	<p>【委員会内(構成)案件のため、簡略記載】</p> <p>議案第3号のとおり、運営委員会前後期(会長/職務代理/中立委員は通期。それ以外の委員は原則議席番号で振り分け)の構成について、承認を求めたい。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>それでは、前期・後期それぞれで、委員長1名を互選する必要がありますので、ここで暫時休憩とします。</p> <p>———前期/後期に分かれて、各委員長の選出———</p>
議長	<p>それでは、委員長に選出された方は、前期が森田委員、後期が稲村委員、ということで、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番2番は太陽光発電施設として所有権移転するもので、面積は1番が計755㎡、2番が計219㎡、3番5番は分譲住宅として所有権移転するもので、面積は3番が278㎡、5番が517㎡、4番は資材置場として所有権移転するもので、面積が計654.33㎡、6番は専用住宅として所有権移転するもので、564㎡です。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p>

会長	<p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局何かありますか。（この後の予定について）</p> <p>（引き続き農林水産課から基本構想修正案の提示、説明ある旨）</p> <p>（推進委員委嘱状交付式の後、地域計画の説明ある旨）</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、9月6日水曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時16分</p>
----	---